

「栃尾高校いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものです。本校では、全ての教職員が、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こり得る」という認識を持ち、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに関係機関に通報し、適切に援助を求めます。

本基本方針には、「栃尾高校いじめ防止基本方針を実践するための行動計画」を設け、全ての教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

(1) 本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ対策委員会」（日常の指導体制：いじめ防止、早期発見等への対応）〔図1〕及び「拡大いじめ対策委員会」（緊急時の指導体制：いじめ認知時の対応）〔図2〕を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

(2) いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。

2 いじめの未然防止に向けて

〈課題予防的生徒指導の観点から〉

いじめは、どの生徒にも起こり得る、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組やいじめを生まない環境作りを全教職員で行います。

- (1) 生徒たちが、いじめを自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 人権教育・道徳教育・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。（SNS教育プログラム、SOSの出し方に関する授業）
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、教育相談を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 適宜、行政等の関係機関との情報交換を行い、恒常的な連携を深める。

〈発達支持的生徒指導の観点から〉

全ての生徒にとって安全で安心な学校・学級作りを全教職員で行います。

- (1) 分かりやすい授業、生徒の主体的な学習活動を重視した授業改善に努める。
- (2) 特別活動・部活動を充実させ、居場所のある集団づくり、個々の生徒に対する評価の充実・改善に努める。
- (3) 特別活動の中で地域の方、他者との関わる機会を設ける。

3 いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人が気付きににくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、いじめを軽視したりすることなく、積極的に早期発見に取り組みます。

- (1) 生徒の声に耳を傾ける（アンケート調査、個別面談等）。
- (2) 生徒の行動を注視する（日頃からの観察、ネットパトロール等）。
- (3) 保護者と情報を共有する（手紙・通信物・電話等の定期連絡、家庭訪問、個別懇談等）。
- (4) 行政等の関係機関と連携する。（関係機関との情報共有等）

4 いじめの早期解決に向けて

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導します。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめている生徒には、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) 必要に応じて行政機関の協力を求める等、日常的に情報共有を行う。

